

公 告

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊中央輸送隊
会計科長 梅津 聡

下記のとおり一般競争入札を実施するので関係事項等承知の上参加されたい。

記

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名：UNMIS S 参謀長に対する追送品輸送
- (2) 履行場所：仕様書のとおり
- (3) 履行期限：仕様書のとおり

2 入札参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。なお未成年者、被補佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。ここでいう「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

ア 資本関係がある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は(イ)について子会社の一方が会社更生法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係にある場合次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合を除く。

(ア) 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役員、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員は除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ ア又はイに掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の処置の効果を事実上減殺するなどア又はイに掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (4) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
- (5) 令和7・8・9年度一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）の資格審査結果通知を受けた者のうち、「役務の提供」の等級格付が「C等級以上」の資格を有する者。
- (6) 仕様書に定める輸送計画等関係書類を指定期日までに提出し、承認を受けた者。

3 適用する契約条項及び契約条項を示す場所

- (1) 入札及び契約心得等については中央輸送隊会計科及び横浜駐屯地ホームページに掲示する。
- (2) 適用する契約条項

ア 別紙第1に示す下記条項

「輸送役務契約条項」

イ 別紙第2に示す下記条項

「単価契約に関する特約条項」

ウ 陸上自衛隊共通契約条項中、駐屯地用標準契約書に示す下記条項

「談合等の不正行為に関する特約条項」

「暴力団排除に関する特約条項」

4 各種日時及び場所

- (1) 入札説明会：実施しない（質疑等は随時受付）
- (2) 入札日時：令和8年7月30日（木）11：15～ 陸上自衛隊横浜駐屯地 入札室

5 保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金：免除とする。
- (2) 契約保証金：免除とする。
- (3) 違約金に関する事項：落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。
- (4) 遅延賠償：遅延部分1日につき、契約金額の1/1000に相当する金額以上を徴収する。

6 入札方法

入札書の金額は、入札単価（税込又は免税）と予定数量の積和の額を記載する。

7 入札の無効

- (1) 第2項で示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 入札に関する条項に違反した入札
- (3) 入札金額が明瞭でない入札、入札者の氏名及び押印された印影が判別しがたい入札（押印しない場合は責任者・担当者の氏名及び連絡先（電話番号）の記載のない入札）
- (4) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合又は誓約に違反する事態が生じた場合の入札
- (5) 中央輸送隊運用科に提出した輸送計画について、承認を受けていない者のした入札

8 契約書作成の要否

落札決定後、遅滞なく別に示す様式により作成する。

9 落札決定方法

- (1) 予定総価による。各要素の入札単価（税込又は免税）と当該予定数量の積和の額が予定価格の範囲内で最低価格の入札者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- (3) 落札者がいないときは直ちに再度の入札を行う。郵便入札があった場合は別途連絡をする。（初度の入札に参加しない者の再度入札参加は認めない。）

10 入札書に記載すべき事項

- (1) 第2号に示す内容について誓約の上、入札書に付記すること。
- (2) 「「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札いたします。また、当社は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。」

11 その他

- (1) 最低価格の入札金額が契約等担当官等が定める調査基準額に該当する場合は、入札価格の内訳書等といった積算資料の提出を依頼する可能性がある。
- (2) 積算資料等の提出に応じない場合又は不十分な場合は、その旨の説明を求める可能性がある。
- (3) 積算資料等の提出・説明に応じない場合又は不十分な場合は、「契約の内容に適合した履行されないおそれがある」ものとして落札者としめない可能性がある。
- (4) 入札参加希望者は、令和8年7月28日（火）12：00までに会計科契約班に通知し、入札補足説明資料を受取ること。
- (5) 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印したときとする。
- (6) 入札に参加する者は、入札時まで資格審査結果通知書（写）を提出すること。
- (7) 代表者以外の者が入札に参加する場合は、入札時まで委任状を提出すること。
- (8) 電信電話、FAXによる入札は認めない。
- (9) 郵便入札による提出要領については以下のとおりとする。

ア 入札書を「（入札の件名）入札書在中」と明記した小封筒に入れて封印する。

- イ 上記アの入札書が入った小封筒を郵便用封筒に入れて、令和8年7月29日（水）16：30までに横浜駐屯地 中央輸送隊 会計科に必着するよう送付するとともに、郵送した旨を第11項（11）の「入札等に関する問い合わせ先」に通報すること。
- ウ 郵便入札に万全を期すのであれば入札心得等を確認し、配達証明の郵便を活用する等、発送者の責任において到着の確認をするものとする。
- (10) 開札の結果、落札者が無い場合は直ちに再度入札を行う。
- (11) 入札等に関する事項の問い合わせ先

〒240-0062

神奈川県横浜市保土ヶ谷区岡沢町273 陸上自衛隊 横浜駐屯地 中央輸送隊

TEL 045-335-1151

入札に関する事項、会計科 担当：牧内（内線336）

仕様に関する事項、運用科 担当：小山（内線264）

仕 様 書

名 称	UNM I S S 参謀長に対する追送品 輸送	作成部隊	中央輸送隊
作成年月日	令和 8 年 7 月 1 7 日	仕様書番号	中輸本－ 4 6

1 適用範囲

本仕様書は、UNM I S S 参謀長に対する追送品輸送に対する追送品輸送について規定する。

2 用語等の定義

(1) 用語の定義

ア UNM I S S

国際連合南スーダン共和国ミッションのことをいう。

イ UNM I S S 司令部

南スーダン共和国ジュバに所在するUNM I S S の司令部のことをいう。

ウ 追送品

隊員家族からの慰問品を主体とした本輸送における輸送品目の総称をいう。

エ 本邦空港

日本国内に所在する国際空港のことをいう。

オ 南スーダン空港

南スーダン共和国又は、その周辺国に所在する国際空港のことをいう。

(2) 日時の定義

本仕様書に記載の日時は、すべて現地日時とする。

3 輸送所要

(1) 所要（基準）

ア 令和 8 年 8 月から令和 9 年 3 月までの間、月 1 回の追送を基準

イ 各月の追送品所要

(ア) 数量：1 梱包

(イ) 重量：1 0 K g 以内

(ウ) 形状：段ボール

(2) 発着地

ア 発 地

UNM I S S 参謀長自宅（東京都足立区）

細部は、官側との調整による。

イ 着 地

在南スーダン大使館又はUNMISS指定住宅
細部は、官側との調整による。

(3) 時期（基準）

ア 発地における集荷日

毎月1日～5日の間
細部日程は、官側との調整による。

イ 着地への配達期限

毎月月末

(4) 緊急の輸送所要等に関しては、官側と協議のうえ、対応するものとする。

4 輸送役務内容

令和8年8月から令和9年3月までの間、月1回を基準とし、発地から着地までの間、以下の業務を実施すること。

(1) 発 地

- ア 発地において追送品を集荷すること。
- イ 集荷の細部時期・場所については、官側と調整すること。
- ウ 輸送に必要な梱包・固縛等は、輸送役務業者の所定で実施すること。
- エ 官側と引継のための点検を実施すること。

(2) 陸上輸送（発地～輸送役務業者所定倉庫～本邦空港）

発地から、必要により輸送役務業者所定倉庫を経由し、本邦空港まで役務車両による陸上輸送をすること。

(3) 輸送役務業者所定倉庫

所要の2次梱包を実施するとともに、発送までの適切な保管を実施すること。

(4) 本邦空港

- ア 追送品を上屋へ搬入するとともに、輸出通関を実施すること。
- イ 航空機への積載・固縛等を実施すること

(5) 航空輸送

本邦空港から南スーダン空港までの間、航空機により輸送すること。

(6) 南スーダン空港

- ア 免税手続き及び輸入通関を実施すること。
- イ 必要に応じ、適切な保管を実施すること。

(7) 陸上輸送（南スーダン空港～着地）

南スーダン空港から着地まで役務車両による陸上輸送をすること。

(8) 着 地

- ア 配達の細部時期・場所については、官側と調整すること。

- イ 官側の指定する場所において、追送品を役務車両から卸下すること。
- ウ 官側と引継のための点検を実施すること。

5 輸送に附帯する業務

(1) 輸出入通関

ア 国 内

- (ア) 本邦輸出通関は、輸送役務業者が実施すること。
- (イ) 輸出通関書類については、官側に提供すること。

イ 国 外

- (ア) 免税手続きを含め、南スーダン輸入通関は、輸送役務業者が実施すること。
- (イ) 輸入通関書類については、官側に提供すること。

(2) 航空貨物保安制度に基づく事前検査

必要に応じ、輸送役務業者の所定で実施すること。

(3) 貨物の梱包

ア 1次梱包に不備がある場合は、2次梱包を実施するか所要の梱包を実施すること。

イ 輸送間の貨物の紛失及び損傷を防止できるように処置すること。

6 情報保全

本役務に関して知り得た情報（輸送区間及び自衛隊の行動に関する事項等）について、流出防止のための適切な処置を実施すること。

7 安全管理

安全管理組織を確立し、役務実施間の事故防止を図ること。

8 不測事態対処

- (1) 航空機の運行遅延及び欠航等に対して、速やかに対処すること。
- (2) 装備品等の紛失等、不測事態発生時は、速やかに搜索等を実施し、報告すること。
- (3) 中東地域及び南スーダン共和国の急激な治安の悪化等の影響により、入国制限等が発生した場合は、速やかに官側へ通報するとともに、輸送の中断等について官側と協議すること。

9 報 告

- (1) 輸送状況に関する報告

ア 時 期

集荷時、航空輸送時（中継空港を含む。）及び配達時

イ 内 容（時期は日本時間及び現地時間）

（ア） 集荷時における報告

集荷完了時間及び異状の有無

（イ） 航空輸送に関する報告

航空機の運航予定及び航空輸送状況

（ウ） 配達時における報告

引継完了時間及び異状の有無

ウ 手 段

メール（官側が示すアドレス宛て）又は電話

（2） 不測事態発生時の報告

ア 期間等

発生後から解決までの間（発生時速やかに報告）とする。

イ 内 容

（ア） 不測事態発生の日時・場所

（イ） 不測事態の状況（状況解明に資する写真等の提供を含む）

（ウ） 当面の処置要領

（エ） 不測事態発生の原因

（オ） 不測事態に関する現地調整者（会社名、氏名、連絡先）

（カ） 不測事態に関する調査要領（調査組織、調査日程、調査場所、調査内容）

（キ） 顛末書等、官側が要求する事項

10 損傷・遅延等に関する責任

- （1） 発送時の引継点検以降から配達時の引継点検完了までの間の損傷・紛失については、輸送役務業者の責任とする。
- （2） 中東情勢の影響・天災地変・ストライキ・事故等が原因による航空機の欠航・遅延等の場合を除く処置等については輸送役務業者の責任とする。
- （3） 輸送役務業者の責任により生じた損傷、紛失等に際しての諸費用は、輸送役務業者の負担とする。

11 その他

輸送役務の履行に関して本仕様書に記載のない事項については、別途協議するものとする。